

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会日常生活用具貸出事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体に障害のある者や高齢者等、日常生活用具の必要な者に対し用具を貸出し、利用者および家族の在宅生活を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人 黒部市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）とする。

(貸出対象者)

第3条 この事業の貸出を利用できるのは、黒部市内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 疾病や怪我により日常生活用具を必要とする者
- (2) 在宅で生活している身体の虚弱な高齢者及び身体の不自由な者であって、介護保険の認定を受けていない者及び介護保険認定者の内、要支援並びに要介護1の者
- (3) 旅行等により必要な者
- (4) その他、社協会長が特に必要と認めた者

(貸出用具の種類)

第4条 この要綱により、貸出す用具の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車椅子
- (2) 歩行器

(申込みの手続き)

第5条 用具の貸出を希望する者は別紙「貸出申請書」に必要事項を記入し、会長に提出するものとする。

(貸出の決定)

第6条 社協は、貸出の要否及び用具の種類が適当であるか審査し、用具の在庫状態により貸出を決定する。

(用具の貸出、返却)

第7条 申請者および利用者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 貸出用具の運搬については、申込者が行うこととする。
- (2) 貸出した用具は最善の注意をもって管理するものとし、他人に譲渡・交換・転貸、あるいは他の目的に使用してはならない。
- (3) 貸出期間は最長1年間以内とする。その後利用者が必要な場合は、1年毎に延長の手続きを要する。また更新の都度追加料金を負担する。

(利用料)

第8条 申請者は、用具の種類に応じて別途「利用料表」のとおり負担する。

また、使用中の不注意による修繕費用については、申請者が支払わなければならない。

(事故責任)

第9条 貸出用具は申請者、利用者が細心の注意をもって使用することとし、使用中に事故が発生しても社協は責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日より施行する。

経過措置として平成18年3月31日以前に借りていた者については、当該要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

経過措置として平成27年4月1日以前に借りていた者については、当該要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

経過措置として令和2年4月1日以前に借りていた者については、当該要綱を適用するものとする。

利 用 料 表

貸出期間	1週間	1ヶ月	1年
車椅子	300円	500円	1,000円
歩行器	300円	500円	1,000円

※ 延長手続きを行う場合は、その都度、利用料を支払うこと。